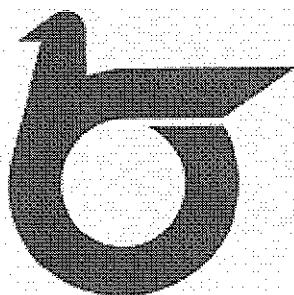


平成 23 年度

事 業 概 要



鳥取県食肉衛生検査所

〒689-3203

鳥取県西伯郡大山町小竹1291-7

TEL:0859-54-2531

FAX:0859-54-4814

E-mail:shokunikueisei@pref.tottori.jp

目 次

I 総説

1 沿革	1
2 組織及び職員の状況	2
3 職員配置	2
4 鳥取県食肉衛生検査所条例	3
5 と畜検査業務フローシート	4
6 施設の概要	5
7 主な検査機械器具	6
8 主要行事・職員の研修	7
9 と畜場概要	8

II 事業の概要

1 食肉衛生検査状況	9
(1) と畜検査頭数	9
(2) 検査結果に基づく措置	9
(3) 病畜検査	9
(4) TSEスクリーニング検査	9
(5) と畜検査の詳細	10
ア 月別と畜検査頭数	10
イ 月別病畜検査頭数	10
ウ 産地別搬入頭数	11
エ と畜検査頭数及び獸畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	12
オ 病類別一部廃棄頭数	13
カ 病畜疾病別検査頭数	14
(6) 試験室内検査実施状況	15
ア 行政検査(精密検査)	15
イ 受託検査	15
ウ 調査研究	15
エ TSEスクリーニング検査状況	16
2 と畜場等の衛生管理指導	16
(1) 枝肉等の衛生度把握	16
(2) 食品衛生月間	16
(3) 従事者の衛生教育	16
(4) 食品営業許可施設の監視指導	16
3 と畜検査データフィードバック事業	17
(1) 生産者へのフィードバック	17
(2) 臨床獣医師へのフィードバック	17
4 検体採取等の協力	18
5 調査・研究	18
6 食肉衛生検査所PR事業	18

III 研究発表の記録

1 過去10年間の学会・研修会発表記録	19~21
2 平成22年度発表論文	22~24

IV 参考資料

1 年度別と畜検査頭数(鳥取県)	25
2 畜種別と畜検査頭数(鳥取県食肉センターと畜場)	25
3 と畜検査頭数の推移	26
4 全部廃棄原因別状況	27
5 検査結果に基づく処分頭数	28
6 鳥取県食肉衛生検査所案内図	28

I 總 說

1 沿革

- 昭和58年 3月18日 鳥取県衛生環境部内に食肉衛生検査所開設準備委員会設置
- 昭和58年 6月 2日 (株)鳥取県食肉センターと鳥取県が土地売買契約締結
取得用地 鳥取県西伯郡名和町大字小竹字笠尾1291番地1のうち、1,483.53m²
- 昭和58年 7月 食肉衛生検査所建設工事着工
- 昭和58年12月 2日 (株)鳥取県食肉センター「と畜場」許可（鳥取県指令受衛第25第1号）
- 昭和58年12月 5日 (株)鳥取県食肉センター試験操業開始
米子保健所管轄のため、と畜検査は米子保健所検査員を主体に、県内と畜検査員の応援を求めと畜検査開始
- 昭和58年12月13日 鳥取県行政組織規則の一部改正公布 59年1月1日施行
食肉衛生検査所職員定数 8名 59年1月1日付人事異動発令
(技術吏員 7名、事務吏員 1名) 非常勤職員(事務) 1名
- 昭和58年12月22日 食肉衛生検査所庁舎完成 鉄筋コンクリート平屋建633.45m²
- 昭和59年 2月 1日 食肉衛生検査所竣工式
- 昭和60年 3月31日 (株)日清ハム付属と畜場廃止
- 昭和60年 5月 1日 米子保健所と畜検査員 2名に食肉衛生検査所兼務発令
- 昭和60年 8月31日 米子市営と畜場廃止
- 昭和61年 4月 1日 食肉衛生検査所 2名増員(本務発令)により職員定数10名(技術吏員 9名)
- 昭和61年 5月 1日 食肉衛生検査所 1名増員により職員定数11名(技術吏員10名)
- 平成 3年11月30日 中部食肉センターと畜場廃止
- 平成 8年 3月31日 鳥取市営と畜場廃止
- 平成10年 4月 1日 食肉衛生検査所 1名減員により職員定数10名(技術吏員 9名)
(財)鳥取県食鳥肉衛生協会事務所が食肉衛生検査所庁舎内に移転
- 平成12年 4月 1日 鳥取県食肉衛生検査所条例(鳥取県条例第16号)制定、同日施行
- 平成13年10月15日 BSE検査対応で食肉衛生検査所 2名増員(技術吏員)
- 平成13年10月18日 BSE検査開始(平成13年9月10日、千葉県で国内最初のBSE確認される)
- 平成14年 7月 1日 食肉衛生検査所 1名増員(技術吏員)
- 平成16年 1月31日 食肉衛生検査所 20周年記念祝賀会
- 平成20年 4月 1日 食肉衛生検査所 1名減員(職員定数 13)事務次長を廃止し技術次長を配置
- 平成23年 8月11日 と畜された牛枝肉の放射性セシウム全頭検査を開始

2 組織及び職員の状況

(1) 組織 (平成 24. 4. 1 現在)

生活環境部ーくらしの安心局ーくらしの安心推進課ー食肉衛生検査所

管理検査担当

試験検査担当

(2) 職員の状況 (平成 24. 4. 1 現在)

区分	所長	次長	主幹	副主幹	衛生技師	非常勤職員等	計
技術吏員	1	1	1	3	5	5	16
事務吏員						1	1
計	1	1	1	3	5	6	17

3 職員配置

(平成 24. 4. 1 現在)

職名		所掌事務
所長		総括
次長		事務の総括、管理検査担当総括
管理検査担当	副主幹 (2名)	と畜検査(食品衛生監視員)、BSE検査 放射性セシウム検査
	衛生技師 (2名)	と畜検査(食品衛生監視員)、BSE検査 放射性セシウム検査
試験検査担当	主幹 (1名)	試験検査担当総括、と畜検査、BSE検査 放射性セシウム検査
	副主幹 (1名)	と畜検査、BSE検査、放射性セシウム検査
	衛生技師 (3名)	と畜検査、BSE検査、放射性セシウム検査
非常勤職員 (と畜検査員 5名)		と畜検査、放射性セシウム検査
非常勤職員		一般事務

4 鳥取県食肉衛生検査所条例

制定：平成12年3月28日（鳥取県条例第16号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、と畜検査及びと畜場の衛生並びにと畜場における食品衛生に関する事務を所掌させるため、鳥取県食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）を西伯郡大山町に設置する。（平16条例68・一部改正）

（所管区域）

第2条 検査所の所管区域は、鳥取県の区域とする。

（手数料の徴収）

第3条 検査所において行う業務については、別表に定めるところにより、手数料を徴収する。

（手数料の減免）

第4条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、手数料を減免することができる。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

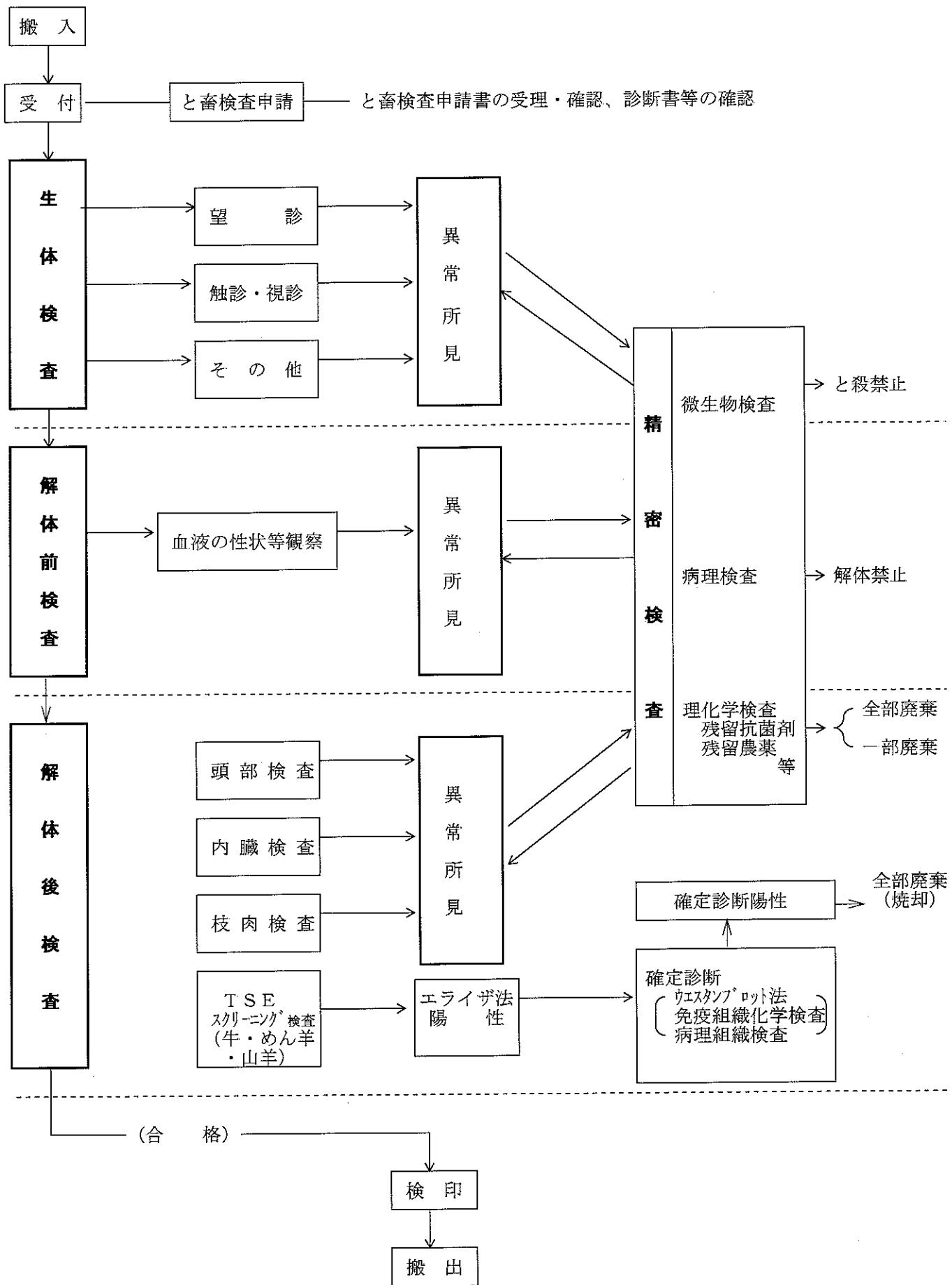
附 則（平成17年条例第100号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	金額
1 と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項まで（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検査 (1) 病畜以外の獸畜 ア 生後1年未満の牛又は馬 (ア) 生体50キログラム未満 (イ) 生体50キログラム以上 イ 生後1年以上の牛又は馬 ウ 豚 エ めん羊又は山羊 (2) 病畜	1件につき 200円 1件につき 450円 1件につき 900円 1件につき 420円 1件につき 200円 1件につき 1,300円
2 食肉の規格試験 (1) 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行なうもの (2) (1) 以外のもの	1件につき 3,300円 1件につき 34,100円
3 食肉の一般試験	1成分につき 3,300円
4 証明書の発行	1通につき 420円

5 と畜検査業務フローシート



6 施設の概要

□ 敷地・建物

■ 敷地面積……1 483.53m²

■ 建物面積……633.45m²

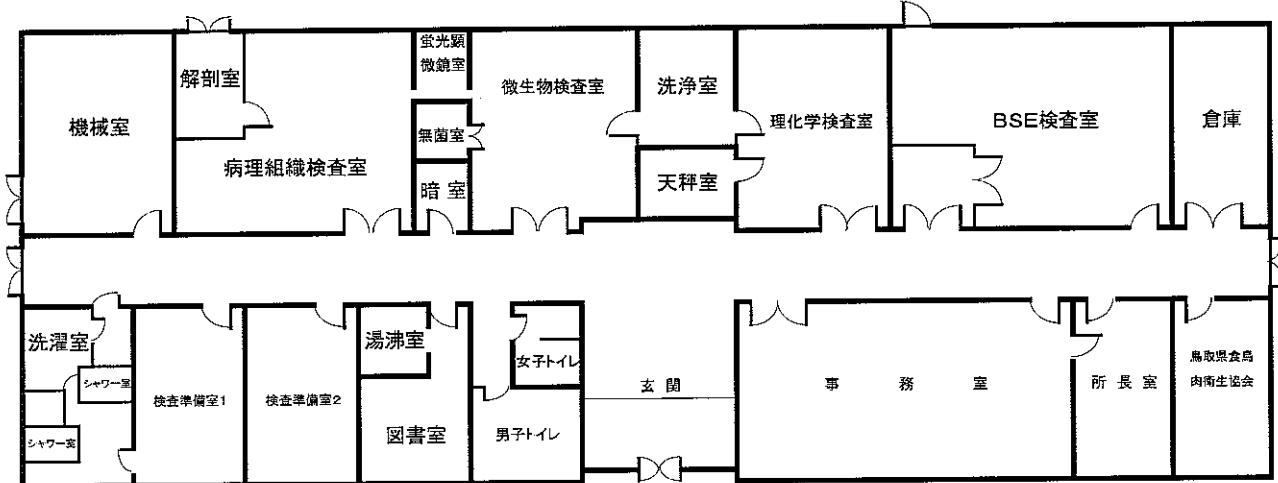
●事務室・所長室 92.4m² ●病理組織検査室 50.8m²

●微生物検査室 47.8m² ●理化学検査室 42.4m²

●BSE検査室 61.5m² ●その他の 338.5m²

○会議室 49.7m² ○車庫 16.1m²

□ 建物平面図(鉄筋コンクリート平屋建)



□ 配置図(鳥取県食肉センター内)



7 主な検査機械器具

(1) 微生物検査

品名	数量	品名	数量
スーパーフリーザー	1	電気泳動装置	1
冷蔵庫	2	トランスイルミネーター	1
クリーンベンチ	1	電気泳動ゲル撮影装置	1
高圧滅菌器	2	微量高速冷却遠心機	1
ストマッカー	2	恒温振とう機	1
恒温水槽	1	アイススライサー	1
乾熱滅菌器	1	実体顕微鏡	1
インキュベーター	2	顕微鏡	1
低温ふらん機	1	蛍光顕微鏡	1
電気ふらん機	1	デシケーター	1
遺伝子增幅装置	1		

(2) 病理検査

品名	数量	品名	数量
冷蔵庫	1	顕微鏡	1
小型ミクロトーム	1	ディスカッション顕微鏡	1
ミクロトームホルダーセット	1	電気恒温機	1
ミクロトームクリオスタット	1	パラメディカル撮影装置	1
低温ふらん機	1	顕微鏡全自動撮影装置	1
パラフィン包埋装置	1	赤外線水分計	1
インキュベーター	1	スマートティッシュプロセッサー	1

(3) 理化学検査

品名	数量	品名	数量
パラメディカルフリーザー	1	純水製造装置	1
冷蔵庫	1	振とう機	1
pHメーター	1	臨床用ヘマトクリット遠心機	1
ホモジナイザー	2	分光光度計	1
ドラフトチャンバー	1	高速液体クロマトグラフ	1
自動血球計算機	1	臨床分析装置	1

(4) BSE検査

品名	数量	品名	数量
冷蔵庫	1	マルチビーズショッカー	1
メディカルフリーザー	1	卓上細胞破碎器	1
インキュベーター	1	超音波ホモジナイザー	2
上皿電子天秤	2	マイクロプレートリーダー	1
高圧滅菌器	1	マイクロプレートウォッシャー	1
安全キャビネット	2	アルミブロック恒温槽	1
高速遠心器	1	プレートインキュベーター	1
ロータ	1		

(5) その他

品名	数量	品名	数量
プロジェクター	1	薬品庫	1
カメラ・デジタルカメラ	2	電子天秤	1
ベクレル計	4		

8 主要行事・職員の研修

開催月	会議名・研修(講習会)名	開催地
4月	平成23年度生活環境部連絡会議	鳥取市
	平成23年度食品衛生担当者会議	鳥取市
5月	(株)鳥取県食肉センター畜魂祭	大山町
6月	フィードバック事業担当者会議	当検査所
7月	平成23年度食品衛生担当職員業務研究発表会	倉吉市
	第45回鳥取県獣医学会	鳥取市
	第35回日本食品微生物学会学術セミナー	山口県
	第54回鳥取県公衆衛生学会	米子市
	と畜場運営委員会	食肉センター
	家畜伝染病予防法の一部改正に係る説明会	倉吉市
	平成23年度全国食肉衛生検査所長会	大阪府
8月	家畜防疫業務に係るリーダー研修会	鳥取市
	第57回中国地区公衆衛生学会	広島県
9月	平成23年度全国公衆衛生獣医師協議会	東京都
	中部地区口蹄疫防疫演習	琴浦町
	生食用食肉の取扱いに関する講習会	倉吉市
	平成23年度中国地区食品衛生監視員研究発表会	広島県
10月	全国食肉衛生検査所協議会第29回理化学部会研修会	栃木県
	平成23年度日本獣医師会中国地区獣医公衆衛生学会	広島県
	全国獣医師会公衆衛生委員会	東京都
	第22回全国食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議及び技術研修会	高知県
	第32回日本食品微生物学会学術総会	東京都
	第7回鳥取県江原道環境衛生学会	湯梨浜町
	西部地区口蹄疫埋却溝掘削演習	大山町
	第2回家畜伝染病予防法の一部改正に係る説明会	倉吉市
	自治大学事後研修会	東京都
	平成23年度全国食品衛生監視員研修会	東京都
11月	中国地区公衆衛生協議会理事会	広島県
	平成23年度産業動物講習会	米子市
	平成23年度獣医公衆衛生講習会	岡山県
	平成23年度食品安全行政講習会	東京都
	平成23年度食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会	東京都
	全国食肉衛生検査所協議会第63回病理部会総会・研修会	神奈川県
1月	全国食肉衛生検査所協議会第31回微生物部会総会・研修会	埼玉県
	平成23年度畜産技術業績発表会	鳥取市
	平成23年度第1回養豚懇談会女性の会	倉吉市
2月	平成23年度厚生労働科学研究事業第1回研究班会議	東京都
	平成23年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会	北海道
	と畜場運営委員会	食肉センター
3月	平成23年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修会及び衛生発表会	東京都
	平成23年度鳥取県産業動物研修会	倉吉市
	フィードバック事業担当者会議	当検査所
	平成23年度西部家畜保健衛生所家畜防疫協議会	米子市
	食品衛生・感染症対策担当者合同研修会	湯梨浜町

9 と畜場概要

(平成24.3.31現在)

名 称	鳥取県食肉センター	処理能力(日)	大動物 : 60 小動物 : 550
設 置 者	株式会社鳥取県食肉センター	と 殺 方 法	大動物 : 銃撃 小動物 : 電撃
管 理 者	株式会社鳥取県食肉センター	冷蔵(冷凍)庫	枝肉 牛177頭、豚1,095頭
所 在 地	西伯郡大山町小竹1291-1	使 用 水	井戸水
許 可 年 月 日	昭和58年12月2日	汚物焼却能力	焼却炉 195kg／時
と畜場区分	一般と畜場	汚水 处理	1,000t/h 活性汚泥法(三次処理)
と畜場番号	6	血液処理装置	有
敷地面積	48,880m ²	部分肉処理施設	有(960m ²)
建物構造面積	鉄筋7,502m ²		